花鳥餘情

一

冊合十

第四　若紫　朱橋花

第五　紅葉賀　花宴

第六　葵

帝國文庫

酒井忠亮文庫

僧正慈海

花鳥餘情第四

三条西実

若紫　末摘花

源氏君の頼みをかけてつかまつりそめたる御方々の中にも、殿の御心ばへ、世の人の思ひきこえたるさまにもてなしたまへるは、紫のゆかりの女君なりけり。

のちの世にかくれなき御名をとどめたまへる女君の、世にもてはやされたまふ御ありさまの、人の御心にもあまりたるまでなつかしうらうたげなるを、ものの心知りたまふにつけては、いとあはれにもあるかな、人の御心ゆるしなきまでもてなしたまへるかな、と思ひ知りたまふ。

十七歳の三月より、ものしたまふ。

春霞たなびくころ　寒き頃あり　毎年

日れうとして百まゝ
ゆるいうちなる　まゝ
寺しとあり杜の義侍の手根闇髏回といふる
誦してる瘧に於つとしていつつ加持に真言教の法
羅尼の法をなり
終りにつらなる木いゝゆりてもしろのつをを
えいつく仏ね
国獄沈瘧病とゆうこゝ也のゝ時て名庭を良
源僧正とめられ寺に天元四年の秋に寺
小野宮右府記にゝ良源僧正稱
延化仏に時被聽輦車乗杖所因梨二人
其後更に大僧正こゝ

山のさゝはまるさうふく
りの世をとゝ後の元にみるもちりとて塔
はりうりとゝ
ものやうなにゝ乃ゝ方
なにゝのゝけに和てに家とさるもゝ別
しくにあるゝ後のゝけとゝ
對ていゝ後ゝ
法ゝ所法ゝはゝりゝあゝの浦ゝて
ゝれい義人大臣良信ゝ物語良信に情慶ゝる
なるゝふまて国のゝ前とゝゝ
出ゝれもゝ
佛壇開白出家　行ていに入道後とゝゝ

ゝう出家の人と八道とて事とてゝうて
多田満仲とゝきこの新家とゝて法号作り
代ゝのゝみのつき　摂津国一国日二位
ケ年ゝて国司ゝきうてなるゝ作ゝう
事ゝれ代ゝのはゝきゝとはいゝう
ゝはゝきゝれ
むゝ大弟ゝゝいゝ乃ゝあうゝて事女ゝゝあう
ゝゝゝゝ百国ゝゝ四人ゝゝふゝゝゝゝ
ゝのゝみゝゝ孤ゝ世ゝゝうゝゝゝゝ又のゝ母
ゝゝゝいゝゝむゝ百ゝゝいわみのゝゝゝゝゝゝ世
七万八千の百里ゝゝ作ゝて就交流ゝゝゝゝ就ゝ
ゝれゝゝゝて大佛の元ゝゝゝゝ事ゝゝゝゝて

又ゝゝゝゝゝゝ百国の四人ゝゝゝゝゝ行むゝく
ゝゝゝゝ事ゝゝ作ゝ事ゝ吉祥天女の本縁ゝ事
作ゝ又安迦羅ゝの八幡ゝ女ゝ母ゝゝゝ書ゝれ
きゝゝゝゝいゝんゝゝゝ遊ゝ作り
ゝゝんゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
正月ゝゝの叙位ゝ六位ゝゝゝゝゝゝ迎爵ゝゝゝ
五位下ゝゝ叙ゝゝゝ事ゝゝゝゝゝゝ爵ゝ事ゝ
いゝやゝいゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
又一人の母ゝ人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

やまとなでしこの
表山吹うらは西黄表紅裏は西蘇朽葉
うら黄なり
かむさしてはいへんしくらはく
なさけ深き時は早うんさしむきを○しとを撫子
たおりてさみあかきさらいらつくしう人まと
はふらるなり
わかきりあつきん深くしきこゆる人なり
女郎花女郎の事たけなまとは女郎の如あいはあるる女
きは心ろよおとわる深くるもまとつりなり
この草は風におひゆまとさかしねまにいそて家風きんとよむ
作物物語
その草のおもとやうらまおもとみなそらしる撫とさくるる
とらかいなでしこの
佛まへそさつる花香は名香とて白牛頭栴檀など
名ある香は四いう
まよふまたききよそとわれ深き○の人おもてなすまて
この心の花まつる十念とら乃事なれはふ亦あるね
ほうみよれ深き○のいもせれ世すいとあて辞退や
しほん人すんむくて申ほうのあれはりいなるまえと
のまうよあふむとさたとらそての深くなり
こはらくなとてそきき深く深くん
深まえのうこちうきのくいまかん日の附祖母乃あすり
きえれおいてもむあひうととこつねもろまよとくちすき
み仰せと深きの衣れまき深くてみ乃まよのまたちれ

まさなうよりしもの給ふとあさましう思はれたまへり
給ていとやさしきものかむとあやしく思ふ源
まうしにはたりけり
桐壺はいかにぞ家は深山のうけゐにけるらん
わか山のけふのかへらんにはまた家にたちかへりさきこと
あまりあはれなりけるかたへらへいぞかへれあへ
志らいはあなたもねしよりきれいかく様々の袖を家て
かられの衣替とや給ふらむ
花のさくらとしくいさくらのま
み山のうけいはなをみつかへれいかにくとはいろ
の羽にあかいゑへつ古草きよめて給ふむ
まかりぬ人はあくるはゆしみくかすまるし源ふん

うつほすてはあさましう思いて源氏の君みゐ對面
給ふすお納言のむれとて人はてきた
まへ源氏の君れい男帰としい家あらまほしかな物なり
あらけあのはなしとて とあれるけのはなるへく
は入てとはいかほうすりくの物をもの給はく
に見れけあのつるとはみれかしあさてる
あるらせなれ給をもひかしせのかへきまさに
おほきなるのやうけりのかはすかいなるをせひへと
みかはきかは世をも母りおくれのくり源氏
の君をも見哀ありてられのかたくまひにあるやうへと
の給ふなり
清花三昧をとこかうるのきあるかなえ

山觀の四種三昧あり いはゆる常行方堂半行
半座非行非坐の四種三昧法華懺法半行半坐
の三昧懺法は天台大師或院遵式つくりたまへる
云時の云根の罪を懺悔する法門を
行くに神わるくもあるふるまひをやうの
人をそしりにくりやとをきらひ
法華の法のもとをすぐれたるものとをもつて
行くに神わるくもあるふるまひとは信部の女をも
ちんかうをすあるをもんさらかやうなる信部の
もろ男の中へまじりまじりをれば信部の
ちりをすぐることをいはれたるなり
付手ぶり
又業とは二百ちり法華の法門のこころをしらずして

ゐはさとりやうにすぎるに信部の事をもんぶつ
をそしりの行人をもれ行ちりやとをきらひ
ちりをもつて本草　白氏草堂記を雜本異草
蓋覆其上緑陰蒙々朱實離々不識其名留照遠
近聞者皆問之　信部梅尼の事
百濟國より金剛子のつくりかた事元興寺資
財帳中に喜多迦子金剛子百濟國不詳之
但唐國の數珠の緑にまるに人出一行をと
ゐをあらわしくりかたをまるにまるにつくる事
こゝにいたるまでの事をつくる事

久方の雲の上にもみくらゐあかぬ御代をいはひこそすれ
かくわか菊もをさめてよはひのへつゝあまた
の春秋を経ぬるは源氏のつらねてことに
よろこひあるへきものなりとなむかきて
此事をしるすものなりけり
あられなきの題にてかの源あさきゆゑに
のすゑの世にむかしを思へむ　上に信都の旨は
光源氏とは傳思花のたくひて撰まれ出せり
よやうら故なりけり例にあらえ
いそのかみふるきに拠りぬらん
こまやか文字あり所をそ尊つけの女御にあり
須磨とあやしく思ふなりけりにつけ侍る

ある理は攝よりおこる須一物より出て摂るを
のみなり
あらはしてにみはつく事を
何海よりつかんかそしてみの事により出て
須くきみいふ治の大事をふかくえさ名をとりて
あ律をよろしや嫁娶女記によりて作り鹽書のつき
攝は假令は東或は紀有攝二重にさとりて
名をみて刀むかいて異なりて其もとえ有攝一
字にて薬石は砒金にあそらいさみて花
しくら須攝とおこくまうくらいりて攝有之
これにあるを刀末行は有統之
あるちからの物あるての大形わか宮

なにはつにさへてさりはやさうゆゑまたかみとくるあち
かうとい事なり
あさか山浅くも人を思はぬになと山の井のかけはなるらん
さきつかたにかつてとみはなれぬといへりけりて
なさか山とやう出所は古今序の詞を思ふよ
せうそこけたるなつらんは新さへゆかれまうさと思
おうしさうとみゆる事とけたるをはいふ之
流めてくわしときゝ山の井はあさきやうやきとよむ
これはくわしくてくえあきはあさくなれ神のと
わかる山の井乃水山の井はあさきやうかけとみを
哥の心はくるてくわしといふ心にて
とくむれはふかくつまらてはならぬとくやむも

あはれとのみいまは新さとみちさりてやさしはよ
くはしき事とはいへん之
こまきへんをおもふ事をきこゆ
これらけくつまりて尼上はいまた若なる事
とかしきせのやうなりとなし
藤はかの家とうはつくいの事なりく
三月四月乃ころの事なるへし
宮はあさ御心はしとは御おもはしなる事
これよりさき源氏の君は女御とはつくる
ほとの事にみ給ひけるなり
あそてすゝきつまには御心はなくらん
源氏の心は藤はかの女御をあそてらとおはすなり

あはれをもしりたまひてかへりあはせり
さくれはてゝ人の心のうつくしさをはしまします
せめて身の事に思はてよろしきまゝにな(な)ゝ
さりなからそのあまりことにあはれ侍なり
くはしきやうをもきゝわかくはへらはへとあや
みてなけきつゝ秋とて
二本に
くはしき事はしもあらそひをもひのかりとかへりてよろしきころなん
今案ハさりけくをかくをもくはしく山たをくはしくはへり
手にはよあるかたなれはさての何にすくしき侍
いかにやれは秋をもあくをはさてもいたくら
まて京にまかりいてけるに思ひはかりけるに京極中納言
さての何ともうしくはある[illegible]

兼輔朝臣
と秋にくもりし山よ宿をもとめ晩きつねやさかね
やとりもなくかれしと思ひてこその[illegible]の枕や
世よりにくやはらてあらき物からまをかね宿にすてを
御代の[illegible]ににやそて御[illegible]とよろしく[illegible]を
まゝ身をと宿のさきをやと[illegible]心をかなしくをかね
[illegible]を同し心をかね[illegible]とこそかさね中の[illegible]
あはれ深くもかすか世にこそ世よりにくやはら
こゝろは我身のあはれ後の[illegible]もてなしてさる事を
やそてかりの秋のふかくしても
ある秋は秋さそとちもしてこそ何を上東門
院の御事を大臣同心も
三條院くらゐにおはしましてはかなくみなしてましまして

いつまでとみな月とよめる事をいへり花宴の女御
みもとらくあひ給て三月ばかりになり給へ
ば四月ばかりに人にもしらせらるゝとばかりにまいらく
きのふ宮はまかで源氏の君もちかうすまり給へ御
懐妊ありて御月のかずは六月はつきける
みなれ人はなれてみな月とよめる事をとれば
いかでねなりかくておなじ中に二月十余日
に冷泉院はむまれ給ふ十二ヶ月にあたるまうきのや
此ものとの弁命婦　後本によ相違あり一本云御
めのとご乃弁命婦とも王命婦は御めのとの人
乃子を弁命婦といふ之歌りむすは弁と宮
ゐとめの間に白をとりて二人の中へ源弁をすゝめ

乃ところれと王命婦とあ二人なり又御めのとの
弁命婦と白をとらう様は弁命婦は一人の名也
源氏の君もなほこらくにしたまひ侍りとみ給ひてた
とへは源氏乃上の御ゆくの御こゝろにて御子いできますてにし
給へりつるを給ふべきこゝ宮の御心の御おとすぶなり
さておかしこもうちうたうれしくなりにかう
大乃中に涙ぐみあはれに給ふ
こまかに源氏の御子なりとも人の御まらひはかれいとな
やしの事へは海には左近乃中将といふ人にいふくさむ
ほりかけり左近は時の中将になりにけるに花宴乃
御事也あらめものすなり
二乃宮を内すて人のかめて源かことのこまかにやさしく

さてみはこ隠くの家の思ふとふハ思ひ杉の家
よそ物なりとこのをゆゑに家々といふはさらや
うるふき事と見る妄想家々正家といふは某
思ふつきそきさしの三家く国のれをと三家にしらん
十八家ありて三つとなり清滝の五色乃筆をとりて
かくし文字をみちよく二三家なりしかことはく源氏乃
ミみ清家はいろみえひろんやすとぬるく
清おちいやしくたうきこほとみえたれ
世にもやるく流しりをかに傳はいとうらう
かの上きと人ハよろうちありていて行きあり
此ききのうたつをうちとうちひりまくろく京
乃六条の里より出清事也

京乃六条の里より出清事之
あるしは俊成卿の御事なり
續後撰集
三みんとて母のなかちかうをかしけるを清のおもとをきくれ
人安家清わの御事なり
月のねうきつ春色のいふ御家よかりしてあかりきろ
この思いふ御家ハ清してきて六条京極のあを
見あらく六条殿長家の事をとりてゆりや
おほけるかし
いふ御きたる所のうちら物ありて
まはけまよみうくきみ清きと
かのあさらくいふくまよこうたまくまは
とりいよ清しうありてふりきて出でくいふる

もし病て來歳をまちみや
いかなるまで月の一ふしのより行なにはなつしあらそへなかね
ひかれぬのかしらと御氏の君つかはされやうかし給
ひしとも御かきられはかれしともしあ
て思ひかなしねても月のてにとはなきてやり
給ひてさりの事世間につ孫にあはれ事あり
秋の相手ひきまして　其御代の御事相へ
きこえんかなさかとあるし　花君のちさ
十月に朱雀院の行幸あるへし
朱雀院は後院之天子脱屣のゝちの御在所之三条
朱雀に四町に作られたり延喜の御字に
宇多法皇門にと朱雀院とみ号十月に行幸也

紅葉の賀の事なき給へし
上らせ給ふ月ハ行の名にはなんでいとまなきほどなり
給ふ君の月中旬の比まても京の家にも
まいりおはしまさす月に小山にて給ふなる執
作之
あまり物しつかなりけれはあなたに作りさまはしてや
兵部卿の宮の御むすめ今の小君の頃に女一人冷泉
院の女御之又一人ひ京にの大将の室也其の
御方は京の宮に見せけるを
給はれらしにかなにかくしてはならぬさま
あしの浦のたよりにせうそこもあはれ
の浦とふるものやうにいかにきこゆるきくく

いろり對面をくとをしていろるすの心
をを角ーうしとの居へい　人はてあてきて居
そすにをを角ーうしとしとい面目をあゆまーかり
むしろろり
うう浪ろんををてうしろ浦るいん猫ろ行ち
お仰言のやしとの居をうををはんもをくく
をいまり居ろんいうを居心ちをえわりたをり
をは半をいをけをを猫の半をれいをりをを
はあやをくにくをうをーゆ作え
こう半の自てをやるる
十月のをはあり元の中陰をうえ付りや朱
雀院のり幸をををを居ー

たゆまきをちるをををにるをいを行ーを
長ア月の元の中陰をうて居ゆまをををく
しをををいを行ををり
伊ゆーのいてかをいるを京のみちをれい
よる月ろ月ーまを東ををいを居るかをいのをと
あ居ろの人乃ろをの考をて
ゆよ元をまをりの居をまりまりとあをは
ゆいてかをいを京をいるいるいてきをえ
作り但京圖をてみは別人をり
元居ろ寄はるをのをきをををはてりををを
ろを見てををりをいををををりあ居
のををーをれいをけるをあれ和をを居

たゝかひはてゝ人々うちとりしかを　わたなかの
よをすてゝ山にこもりて神をうやまひ老くあるゆゑに
あやしくうとみのてゝ人をんとくやるとゝ
この人も年ゝのそこつ世方とゝ
かゝきちらしをもあまの心ちくとを
お仰言のやうにうつくしきうつくしきあり
はてゝいくたりとかはきちらいとは
多ゝをいかゝ事ふしぎ世ゝくはす
やうに事ゝいとねんごろにはたらて
を思いそ作りはてゝとうとうとれ光んゝ
ゝあゝく思い作る
あけまはすくして　琴ゝ蓄撥片撥とて弥平

俗ゝ琴ゝあゝの事あゝ撥ゝとかきこの
撥ゝ蓄撥とはいゝ筆ゝを毎朱面作るか
ゝ蓄撥とはゝ
房風とおゝくゝてゝやはい
たゝくゝ高のゝ点柳巷ゝをいやとを作ゝく
いてかゝゝあゝとあゝはゝ肉やゝ心ゝ
おまゝゝ多ゝいきりゝゝゝゝあまい
むゝゝゝ移ゝあゝとゝのゝゝ事
ゝゝはんやゝゝゝゝ剛れ
源英明男女婚姻賊之至目者男主子妻者女主子粹
ゝくあきいてんゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

まうくおきいそみ給の詞に入給へる御詞あそ
い物とをこいあまのおもきそみ給へるいふい祖母の
眼中まうに三千月の中にうれいたいふのたくいとも付き
かすとは之み光女を眼光のすゝむ事もそ給かすはいふ
これとを云の上条は云はいふかもりゆりてきこゆ仍り
孫はみ○とあられて思はむゝ〱みゝ草ゆらをゆりそと
われに○とハ云ゆれ孫とあるゝ心ありてあるゝ葉草の
中将妹に對してよあるゝかるゝ孫とけは
みんゆうか草とへのむらさき事杉して思ふゝの
孫とけを根れ霞ふろく〱之
かゝけすめゆつてちつねおもけりふつおもふ草ゆりおもひん
寛平御集
かゝつる〱ゆへもかきみすむ事めつる紫とあふかゝらん

これよりす物語にいふまゝに給ふことゝ
前給ひの御事之ゆりて思ふてあさくあさく給ふ之
さうしらんいつ才るにくれとおゝかゝりすりり
これよりハ姫君の年ふかに心をなく源氏の
君とあらいう才ぬ夢の二志給ふ事とは之

末摘花

此巻ハ若紫の横並也 源氏君十七才乃春
より十八才乃春に至までの事也 哥并詞を以て
巻の名とせり なつかしき色ともなしになにゝこの
すゑつむ花を袖にふれけん詞をもふかくれすれは
給ひも花ゆゑいやくにさ出るとふまり紅の花ハ
すゑよりさけハ摘て来るよりてすゑつむ

花とは常陸宮の姫君みてる家のあれはてたるにて
ゐまへていふ也
なへしなき住吉のよはにふる人の事そもかはりの
夕くれの雲の事はいはて奈良の教端のことなる露の
わけ入の春は三月に尽る事をいふ御前にいはみ
出すまくらにそへてもあるけはまてけはなれ
面よりそれの事をいつゆへに夕くれの霧なる
例にあてたり也
新勅撰
時雨つ本すみてよるにも分けにとまれ秋にまされ
げに今さ　司馬相如琴心にも卓文君をと
挑といふ 挑は女の意をとるをいふ心なりとかいひて
ましさはさへかなしきわりなき心くるしくもありのみや

ことにてもはかなく心にかゝる
さはくなる事をいふに　これは稼穡の心也
ながつの葉をさわかしむる風のたよりの
後撰
夕白妙に露ふかくゆふつゆに見えすやうら
秋風の吹にけるにも何ねなき萩の下葉はあはれて候　中務
むらけの露まかれぬへき事をいふ
むかし人の花の露にをくれてとたえた萩の陰に
よそへていふ也
故常陸のみこ　さき帝宇多天皇の和の年正月付常
陸太守のみこ貞純親王代明親王元長親王
ヲホホ作る也
今物はいまのたくのあるものはすこしなくして

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

みく脇輔のおつ一所布衣を許す例

いかなる

りうせいに大うら山は出まして入るみとねりうしに月

帝王系圖注云今ハ院山陵在大内山仁和寺西と

故寛平法皇うくれのてのうけ所うり伊勢う

行ひかりうのいつとしてはれ月うくうとうう

さうう大内山い遠昌のけうりたるへ一たり

文永四年ニ山陵使と被立時ハ山陵遠い云

知人へうくまうと記大唐二年ニ月十日大内山ニ

記の濱へ和平三年四月廿日大子敦若狭国前

歌し雄拾大内山ニ 今案 大内山ハ仁和寺の名所ニ

とをううは門裏ニ用うり日本紀門裏と

うれてあるうとうあり源物語を大内山後ハん

武士ニて三位とのうう年ニ大内山やうう

ててうりうりうりうりの月やすう和月のいお遠

一但とうをうりうりの月ハ寺祇ニてあり

十六日の月ハいうりうや和うりうり

さうわ和新とうを月月の後ニうを行うりうり

星うう和月うさんとうを月うのううとうすて

とうりわるへもうりうう四ハいうりうわまと

みうむうとうへうう

あううとうりうりうりうう

これうりハ平将のうて系あうすいうんハを落

ほううの身うりうう物うう

かつてこと〻ばかりの
むかしの事をうけたまはり
うけたまはるにつけて
まことにいとをしく
不法なるゆへなり
さるにてやはらかなるこゝろ
これは中将の御心
しるべきなり
これよりいとうとく
人をうらみうらむる
中将の心
源氏のうらみんとを
とゝやうの事をうけたまはり
と心うくて中将をはじめ
あはれなりと
いてゝ
まもむすこ錬〻錬磨
ならんか
人の心のおもやうなるこゝろ
のこゝろあるべし
人の心を女にとりて
あやまちなりと事
なりとの
ばかりくしまうこと

とゝやうの事をうけたまはり
と心うくて中将をはじめ
あはれなりと
いてゝ
まもむすこ錬〻錬磨
ならんか
人の心のおもやうなるこゝろ
のこゝろあるべし
人の心を女にとりて
あやまちなりと事
なりとの
ばかりくしまうこと

今様に向てきてはらうくまうこと書
人うへとんだたまつこあうまいこと事
海まんうう
人さまねばもおもしろ　後ほかの品事へ
かうきわうしてとを　へとあうてクムの
屋うの事というう
てとうはり出ばうね　文乃屋ばたう事へ
なみやうにうきうぶうはあて
なみやうにという　祖とうきぶとは
うれくまうんうろうきぶまうはあて
吋あれうまのうみやうといきと
ばううたうみくきあうあくうあばうくもれ

事ばうう
今様に海氏乃乃事とうう　ばの事へ
一とうきの事とわうれたうねもれば
まうとうう

ううしいう　音字抄云　椙梅檀樹葉皮春節乃
春　春枝云葉皮又意衣香信云衣衣別る家方る意衣
衣香わううまれ小云いの書という一云薫衣香の
一名一云すへて薫物乃名なう
ううこいうう書うまはまあむ物ばうこいはたのみ
うれい童部の議コトバ云言と行きんと編事て
云言くうう云ばうう孫ばくといくばみてを
うううりてのう物いうね事とすう云うれ

いねいきて国之桜遅しとおもひて
やすらいふ心さそてこれ三千世界をむしろ
らんと云つるまらね事と云つきまにといいも
のなりいうてこそあり仕初ていかるよしく
乃世俗の事ことを打ち用ふ所ろ
かひつてこそちん事なれ所ふ
きまにいねしとつ事ものてうてこそあ
むず事とあり云ふ所ろ物いこそね
といつてうろ物つてこそ物いこそ事八傳ちやと
論義の所作義者ろ物ちて威儀師聲と打かを
うのちい論義とやむしこそうの心ことを通すこと
いねとこそ法ちとこそ法ちとこそ法ちとこそ法ちとこそ法ちとこそ法ちとこそ法ち

心ちいてそ法ちとこそ法ちとこそ法ち
こそこそ法ちとこそ法ちとこそ法ち
こそれをこそ法ちとこそ　こそ法ちとこそ法ち

朱雀院の行幸の事　若は奏と同
所撰の歌
ゆふ雲はなにかはなにかはなにかは

大數とさんかう所ゝのすりこぼしてもて
礼記四鐘數在庭琴瑟在堂延喜四年三月廿四日覧
舞楽左大臣服平二作今推大數諸前目打ゝて
（京）大數ゝうの作堂の下ゝて打事ゝ但寛治五年五
月廿四日殿上競馬古事ゝ服（藤川注）平上自打大數給ひ服
置堂ゝ
ねゝ後ゝれ行ゝ　身ゝとわゝとゝくゝうゝき亜ゝ
むゝうゝれのゝゆゝうゝうゝ稱ゝうゝめゝて　むゝうゝれて娘
元の二条院ゝうゝうゝ　ゝうゝれゝ行事ゝ行幸ゝて宗
月ゝのけゝう
佛ゝゝうゝく　書ゝアゝる記大唐五年六月ゝ日佛
膳流香折薬口牧瓶用秘色ゝうゝの物語ゝうゝく

ゝつゝき　ゝ葉秘色ゝおゝゝき茶碗ゝのゝゝうゝ
極ゝゝ色ゝのゝゝうゝくゝうゝ色ゝゝうゝ
延喜十七年条後三条清行請林宗深紅衣服奏議ゝ
但侍紅輕薄ゝ色者ゝ在制限　長保二年大政官府
ゝ紅ゝ色ゝ服提防自在中禅直衣下襲ゝ類或具ゝ用紅
或ゝ用ゝ色ゝ袴雖林宗深深ゝ青制ゝ色　今ゝ来ゝれ
ゝ升ゝ紅ゝ色ゝ　ゝ禁ゝ色ゝ色ゝ　ゝ禁ゝ色ゝ
極ゝ色ゝ色ゝ制極ゝ打ゝ色ゝ色ゝ用ゝ色
ゝ色ゝ色ゝ常ゝ人ゝ色ゝ禁ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
着用ゝ色ゝゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

白氏奉中吟ノ幼若形不敬老者財溫とあり
ノ　　ノ　　ノ　　ノ
ノ　　ノ　　ノ　　ノ
ノ　　ノ　　ノ　　ノ

えゆるすまじくとて
きは博奕の仲間
しまとていろ
ゆのうらうへ
とるいとはつまつ
いつまでうちはら
ぬてつまるはいつや
ぬくの月新　はつ
こ和まきはつ
まもとうちもや
月新るいて行
行ものと思う
和ひとをむ

命掃うまはらむ方へきはも
かつのいとてまは　いとてはちくや
いんこすつるの義やまはむの口はの
せあて命掃ろ心
手はまはへのすわ和やはむ　まはむのと
らもはあとあはてはまは
へのすはくや　命掃ろ心とりて思ふ
かるくや　ろまあてきはてはも
はやしんはすて
つのおろ物はは
はと命掃との
んはねつはは

源氏の君はいとさのみことさらにはあらぬ
事とは思ひたれどもあまりなる思ひ
やりなきもあるべきにはあらねど
乃至あるいやうなる作法
既事要略第一府用信濃守藤原為時
加以保利好年夜漢学
人の女房の紅あるすやい
とりてはいとやうやうにはあらぬ
程に鼻のはなはだしうなりたるを
て来つ府の用信濃守藤原為時
面てて格の程にはつるまで
程へてよりて用ひんとす

おのうちはいとまことにあらぬ
ちれど一人の女房の紅をとりて
女はいとあまりなるこの二人の物語やはりけん
と心ちれ人はいはず
はるかにあるべきにはあらぬ
為時
長にはいまはるはるかにあるべ
と来んとやはりなるべ
かりてはいかるべ
かりはいとにはあらぬ
源氏の君はいとにはあらぬ
とにかくにはいはるべ
程へ人はいはるべ

女房をとられたるうらの山をはらうことをもまま
まとをむくんてをはるあるこの
をてをはるをたるうあるくまれて
男踏ふ云月十四日の事を初ふ奏をくうく
をうをすへ
仲と相ふ物ふ物ふ　はれ　まふ海とに
わるあるまの事といふをまはむ彩をんあるて
多ふとかを物ふをはいふ
をんふ海をふをくをまふとふをて
まはむのふをはいてをまふとふをて
おふふ衣裳をふをまふ海氏の
海をまふのふをすめふ文をれふ

うふをくをふ
をは一説の伺ふをあふ一説は海氏のをふ海
ねをの中をかふをふをまをふをふをいふ
ふいをの之一云表をまふふをふむのふをを
てふれをはめふ思ふ
をれをくをふをまをあふは和新をいふ
むををのふをの事　山海経云東海有黒歯国其俗婦人歯悉黒
ををを　深　七葉日本云東海の中に国の俗をあるや
むをいをけをまふ女をををふをふををれを
代のおををみのをふををををは
おををまをををふ

[illegible]

平仲　平宣文

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て奏のなんとやうとうのことをかの御所へ
祈泉ていりのみちの所へきこしめすべきとあるよ
ゆえ井の文を奏したてまつるまたはうと
雪れ所へとて申たりし兼和の所行幸の所へ
こなりて申あるとれ行幸の日の例とやうに
はせうは源氏五十七歳の十月より明年卯月
までの申ん〻ていり

朱雀院行幸の祈泉の月のおまりれてをりたり
これ朱雀院の行幸い字多の御門の所へ
ゆきたまひつの御へ延喜十六年三月七日幸朱雀
院有法皇の年古所へて商角の御門の所朱雀院
とりい宮卒法皇の延喜十六年の所へ三月の

醍醐ノ省文

申ありけれ十月のうの所へ行
しられしは奏は一院と申たりしかと宮
卒の御門のうちの所へ行の申
は一院崩御の申ん〻とい宮卒法皇の延喜
門崩御の所へ行のまたもの所へ
こうの御前へ
御所へは徒然調申ていく年末のうち
とあり時はこうくに内裏へてもを行て方違
の御門へもてまたもの所へ
所へうの申ん〻とい宮卒法皇の
うつの申ん〻とい宮卒法皇の
のうの仲忠大将と所へ

反

仁寿殿乃女御の

彈正宮と常盤木とたとへていつる事
物ゝ子たちまつりてあるなり神ゝ子たちまつりやや
伊弉の頼いたまつりまんとなるかしこきかの
事いとも尊きまつりをなすつへきまた
やとあるこゝろをもてかしこまりて奉るなり思ひ
んこゝろをもつてまつりをきつるもおのれ神つむしとなる
やをあやまるなり　あやまつまきまつれ父と父
よみこゝろくらつくまきまつるなり
かゝの神つる事なれとこゝろをもつて長とこゝろ
青海波の盤涉調居楽之かゝの神つるとよみ
なつるおもをもつなしつ
やうのこゝろをもつてかゝの神

ほきこゝろをもつてあるまつれば
人のこゝろまつての行かゝるこゝろに青海波の唐楽をもつて
たゝの系のまつまをかゝの神
あるはよみなつるをもつくかゝの神
のかゝこゝろをかゝ伊弉の人をけのてを
東宮をたつ後を　女事をもつあなつ
延喜十六年の三月はかるに有作て今唐貝
大なるこゝは所大なる保明大なる
末こゝろをもつかゝ四十人のこゝろ
こゝろをもつて市賀のこゝろ事をもつて
山の木凡こゝろをもつこゝろ　朱青流

池山の法華堂

かきつのもとらいてうはたてて
舞のうたをうたふ後の名をもちまれ桜をおりて
つまをもとをうたふをうたふとあれいこまの
後のもとらときたりて作り
りうあやをれて
後白河院の新三社山とうの稚児あやのうあやの
はまうとうの昭住を舞うはりあやとてさきに
とてをてはりうまうまを舞をもて新てれり
あやをれうあやまりうとうとあるをを若菜上
をかりをを本の石集結落うんのりあをとまを
六条院の古賀乃事をあり

うの和源氏中将山三位のうの
延喜帝紀を貞観の末年の時有叙位例
はうくはうをうれい三月をてをはうあ
ねをてをまり
むうをのうをを元月の帝ををかい三つのの
服をあをを十月の晩りあ源服のをを
をあやりをてをいてをはうはんをの
ゆをあををあをてをあをく
むうをのうをを元毎元はうをうをうてう
屋をいをまりをとあやりをてをいてた
まをいうをを三月の服をれをを一をんをの
をりをあをりをわむうをの高ををみい条

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

二月十余日あるべし

身のいたづらなるまゝと

[illegible]

みやはんのおもひ　心のおもひをとゝのへ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

厨子所にて宋女の事をとりてしく得選とりつきて
得選役にて命婦ほうこ命婦とりやん魚
仍かいとりこさうあり　帝とその服い内膳司の
時く膳と宋女られと信を陪膳のう移へとて
執ちらく事人時とうきうとて上腐りを
なりて腐りをはりの事いつめり
寸抜られとナ五の代りいきうこと
外中人なのたなはけ抜いきうはりふうて
いなうこはうられと事の次つや作と
やるなりやおしむをはるをあてうさいなるる
これりいなの事とう事とう事と
ほうちまの人めく

殺人私試寸十三云沛髪書は髪事侍信し用撰堪
事ニ人供云宣例清著書也祀　謂しは御保は宣也縁
今葉はもつつはは云はんるいはのちね　術家人は
のなりて狩はすとうちきんとはいはも
まうはのうことはうう
人の扇ふおまのうはて作ふ新ふきて作はい
なられうはは杜のはるはるる
今葉はうこうはいはうや
言ふこたられはなかうんうはうはうはとを
わ門の杜まはうはうはうはうはの弱もはるる前
はこのはうはられはうはうはは
今葉はおうの杜乃はるはなはうはうはね

[illegible]源内侍のよけのあるうみも杜の下草
[illegible]
[illegible]
[illegible]

るがたうけうけて四位ゆうの殿へ卓子をそなへ
しまうて可る相公まうすあれば白野吟とゆふ
方とはくまう相公うれしと思きろや
源内侍のつけをうしろ〳〵のまてうるねう
人あるまうまうて物語の仕方へまとりはやせて
うけ給て
こちわそ人をあしけ事やけうてもかうあるうそ
うそいうそうそう物語
人はうあるうあるうあるやはやのけうまうれとそふ
内侍のつけ侍理なまうそうとき給て〳〵はうと
こうそう給つる
そこに物語うして方家てを物れれはうれい

なほけうの事と思のまはうり
れうそうねう　あうこうくうあるつうく
なうあう給うり
うへうまうきこうあうしむとゆ
ろうろいうう事とうへうきうれあう
ままう心うり
けうう侍浪うんうう〇とうう
もうんいうゆのそううだううむくうのへ
とううしへまう我心いうこうさうう事とあり
帯宇侍のうりうりうはうゆうまうゆうあうれて
随世衣人むし〳〵世衣のうれと常る用うう
今の世とうと仏前はゆ川うゆのうれを

もちのたまもとの重衡に二藍或は紅梅とも
しるく見えて源氏に宰相中将の位にあらの
事おほいなれはまことにうれしと宣ひてに
こき藍の重衡と見えし用意とへ一宣のうらに
有度の文ともの宣ひていとまの色と用
ひるしの花襲の表の裏少秀宰相中将に
なりて二あいなりけるとの位
北条殿と二位三位うの中将とはてる少秀
八度に罪をのそまれ西のうの中に
きのうまとりの心柳の色源氏に秀位
二あいなりおいのうまれとあるは

中将にこき二藍うれしかりの宣ひ
つるを代重衡の常とも
色々の薄芳 面白襲 表濃打後 青の薄芳 生草 文生 四位以下非
条殿々の御躑躅 面白襲 濃打平絹 白二藍 穀 あるいは
重衡とも源氏の人々
うねの下うの文と用ひる事あるとも
きうの下のうねとも明ほとと見ひ
こ秋ものうつもの色と 源氏のうの神
中多くかとやとあるの花用ひとうるを
石門のうの宣ひるおいとうるくかきくいと
いるの花いうるれ神おいの中のうの
今業常とへるうれ石門のうる役あり

みやまちぬのてらは常陸おいのくにの
はてなんとそ思ふとあるれは常ゆくもの但
ひるもおいのくにとなお寺の心はいまの三河とい
かりけ寺ときこゆ作り中将の常に海とそ
なれ二藍なれとを新古今には前の常とのく
ゆんなりて作らう人なるそれ
しをくるくるのたりけりてそて作りしか
ちち中将の在平ちをたるくしたちられる
といいてそてわる中にあるも河の面白
ものらしきこゆ作り中おのをきに内侍ん
ちけとそれも知人おるみりてをまつてら
心うう

おもはやをとをきくそうくそ作日つて
在中将貴方の人あるみりて宣下の寺とをう
きをはるけりてうう
はるはるや世の中　百敷の内あくしう河
わて
やをのをなるとあるみくちらあ行う
人の母ふとをきねをとをてうれんを
ちをなをいつてはるあるはるうう
おるくを　ちをんの服あちあるはる移るをんと
ふをるうう
十月ちをきをれ井をめう
花園の女院中をなるちをを事

[illegible]
中文の引歌に風葉よりの事を行う
又歌さしたりけの車の家の時もあり伝
奉人の行粧も家物ようてけり事行之
つゝもせねの心のつゝをかゝるゝ人とゝまつもて
んのやゝ石文の古事と思ふ心りゝ

五花宴

はるゝ行て春の行ゝ俱奏の行ゝ花の
桜のうゝもせるを行ふ行ゝ行ゝ家のあゝ
花のうゝんの所ゝ花のゝゝうゝ行ゝ
とあれゝこゝまゝにつゝてゝのゝゝとゝ
あゝゝゝ行れゝゝ行ゝ桜と歌

とゝいゝゝ行ゝゝ行ゝゝゝゝ桜中の事ゝれゝ私
家の宴ゝれゝ行南の桜のうゝんゝゝて名月と
せゝゝゝ心ゝゝゝ国史ゝ仁ゝ三年二月幸神泉
苑賀花樹命文人賦詩時作歌賜御有発ゝ花宴の
盃觴ゝゝ源氏の家ゝ宮ゝ相中ゝ三位
ゝゝゝゝゝゝゝ日ゝゝゝゝゝゝ
桐葉門ゝ醍醐の帝ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
帝宣ゝ花宴詩影春夜既桜花延長四年二
月十ゝ清涼花宴詩影桜花春日斜ゝ
の例ゝゝゝゝゝゝゝ探韻作文序題の事ゝ
延喜の帝宣ゝ花宴ゝ清涼殿

みくるまにてはしはの御のもとにて百首の探
題をいはせ侍りて宴をも清涼殿にてはじめ
こなりぬ年とかの日(まま)但馬殿は探題を侍従
の中将に村上天皇康保三年三月桜樹おほく
有花宴保古歌論新新式にはじめて探韻なり
ぬ百首の例と又百首の
歌を侍従の例と
はじめ探題をいとなみ月(うつ)やさて
朱雀院の天慶四年三月十日仁寿殿花宴是
花樹暮雲深とて宴に清涼殿にて侍
とは物語りの花たちんにかりつるに御門の
の年くれぬ十日あまりいつるとて
延長四年二月の宴思しもてなすやうにて御

うのうちにみなうんのうちにふたりてふたりの
先生一儒名奉作廊部書韻字國中慌置庭
中文墨にて来ぬ先探市析韻一字置昔蓋年
自御前清涼殿に次で錦堤属文者文人六名進文墨
取探一字見し奏官姓名所探字之 今案探韻
名字一字設之々韻字かなる改懐紙弱作云
春日同賦春夜翫桜花名分一字應為詩探得其字
書しつまる

字

宇おはやまとうたをよみなれるとも
花のえんの御ゆきに参しては韻の字をおいて
御事之源氏の宴の日に朱雀の宴を思しもてなす
たちまちにうちとけるさまなりけり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天暦三年三月十日[illegible]院宴[illegible]院 同月十日

内裏仁寿殿花宴有舞楽[illegible]春宮轉[illegible]

給人[illegible]舞[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

例[illegible]

詩[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]原と同じ[illegible]
[illegible]
[illegible]

中宮の事とて　やうれもてなるねとうの
中をたくまうくふんむけいこゆまを
うのりは後宴の事にて
後宴とて八月四日　踏歌のち三月ちの
結ぶ事といふ　れとれたるうの例
かのあり方の人いてやさわむ
勝月和歌　三月心を　思いてとわく後
たりまていつるとを　月の月　縁ある事を
きくちん　中宮　重
こきてんのおれる　ゆの陣　玄輝門つる
のまをいふ　はあれとも　退出
えめえいつまてに　むくさの姫元事

かのさ後のあつきに　稚の三をさ祝て
ゆ習奏をみ　を扇とをもは　ありて
今年稚のうは　面白くさ　こをうに
後の月とは　月をいとさ　むしさのやとを
て月をいとさ　月の月をとは　くく
ようをいとさ　月のゆをとは　
吉水信長　明月のゆを　
の祝　はうとて　
源氏とは　何とを　
を源氏　
又西　
中宮

嘉

やうにわる歌になりてしまひたる
貫河の流れ浪のくるとうり浪の
ちらす物なれやうにわる歌なりてしまひ
あしのうへに雪とふりてうらいのうへの白み
ちりわりはてうときたる雪あやさるる
はまに貫川の曲まあるとおもひしてうたるて
つの雪ふれるおつ
あるとをうりはる
花のうへの雪

今の文は還逆の二字を歌逆とたりへ行
逆のうれるかいつるのとまるうるうるる
とものとうれるいつるやうの還逆と思ひ
ひとつ心をもうりはる推察といふ詞をとるうり

うをとをへの引逆とみてわりの歌をとるん
まうれい心を通ひうるんのあるを詞をて
ふとうるうるみるます也
たるをうるまるい出わすんちうるんはと
歌中のうるまるまるるよりて又のたるを舞た
まんのあるとるを別をとるを歌中はり
まりてうるゆ春をうるうるいてをはるつい
ひとをの雪たるうるのうるを出のて神をを恵をのを
しはるまるるを一しるをうるかてうる代の例をあり
わるまるとりのまるるをたるの言をうり
やうるいを春日のたるをはたるの言をうり
二をのたるをうるて小うるあるるいはりてうるを結ふ

あちの西うらんせんにて同勅院に集り俳
の法会わらはやまいて
ちちとり此のとうてへ入き宮へ拝てあり
在て家
里あるてちちとうあるへ月なのさくらの花ゆへ
やうてあちの西のうんてのうち
おちやあ者申しまうてたちの身うて花の
宴あり又天暦三年四月十三花音舎花毛宴
和歌管絃あり
ちうのちうんしやうてられまうん
百人今年ちうのちうるんはうさうあるふ
花ゆいうて（うんしうれ新のしまうてたうう

年とを心とうりて年くうけうて宮家の手にあり
ちうちうの初ゆうりいてうりうとみてゆりいうはやう
いうもううねるまれ雪はれうれて思のきゆりを
あるとあるは年うの西なうてうつうはうを
いうあうう心うれはやいていうむううねる心うとうく
うう仏うさうの何ゆ相みうるれうりもつ
ね申うれと筆れ須う中仏うう方源氏うと
一見うは新ううはうまむあう後んうううては
年うう年仏て月つまうれうは年ていうと思い
仏仏れいてうたうう
さううれあうれきのうゆ仏ゆ付仏う
仏華巻を古系院にうれかうのうれうゆい

やうなる品うしいすうなる物をもとりけるなり
てうしいてうなるなるもの
しあれはよ二百ばかりのもの
きい地の名に行てもいろくれいをいろ
てもあるものなるかの織物ニなるもの
唐紫朱として黒ちなる事ばかりなるもの
うなるなるなる唐の袴と用る様のかれきい
西ちうかるに蘇芳のうとつまるなる物
ちういてうくしいて　ちうい袴ゝ袴のすたてとも
西ちうとに扇ちい重ちうとに
と葉紀下敷ちうとうきわるかい布袴とうとに下用
ゝ事ゝ重衣布袴ちい信時侯ゝ事ゝ常ゝ兄輔ちう

或は常ゝ重ちうゝ時服ゝ着蒔絵野太刀ゝ
あちれゝ御ゝ御ゝきゝ下ちうすちう
御奉ちうちけちう大ちうみすちうとちうちう
いあちれゝちうちうちうんちうや常の紀ちう
とちうて袴ちうゝ袴ちうのつ孫の事ゝ重衣袴ちう
いちうけりちう出ちうとちいに母屋ちうちられ
ちうちいねちうのんちうちうちうちうちうちれ
なちうちうちうちうちうちうちうちうちうちう
ちうちうちうちうちうちうちうちうちうちう
ちうちうちうちうちうちうちうちうちうちう

ひに新せられ申候ては後の物がたりをこう
きてんの女御のことあいはつるなとて神ゐとを
めしたりけりうち出されたるを源氏の君いきて
かなと思給て為はらるるこころちうつくしう
とゝ思給ひ物とゝ思給ふ
かくこけ生てこゝにはかくまでもかなしかるべき
仲をゐ給のさくあの君のたまはるこゝに業平
中将の引手中納言のもとにくらべさせ給ふ
の君とゝ申ていとうつくしう思給ふ
へとゝ思給へてまゐらせ給ふ一切ゆんてこゝ
条の御ことゝ思給へるをとくてゐるをとくを
給ひあと源氏の君のたまはるも為給ふ
ようゝねんゝてゆん申ける中将の御ことはかたらはるれ
こきてんの御腹の女御とゝ申ける源氏
の姫姉妹ゝてまゐ源氏を
一きの御ことゝかくしかはみてうちとけうる
扇とゝ申くかくしかはみてうちとけうる
といなりて
源氏の君のたまはるのねとゝもあれたる中る
ゐ月のうちの人はるあいとゝわるあ月しする
とゝうとゝあるとゝとゝ君とゝとゝいへうち扇の
ねいゆてゐるめまのまのうち
あるうちをゝ後へるうちゐるとゝ
ゝうへ

いとれとさてねんいらうきて源氏の君よりい
あやまり給つるとおもひてさ侍へきうつ
とあるへきあるへくもあらぬ
いとうしやてて時うちの御くまとうかるよりて
あつまとうれはんくとやきこうてうちうつく
をそいかなるよりてうれとう源氏の君いとまし
うとおもひ給てうのんつうにより御とよ
見うけのまと
あつまうつるとうて源氏まるのう月のきやうとう
ちの結りうれいあつまうちうはていうるの
八月月あり明の新つるとうの戸口はまに
うはんまり

ん月はうるまもいうちうはきに侍ふまやう
ちうつとやうこの世月あまりうれいつうくうきう
月あるうはうう侍ふまてうはいつねはうう
うとあれとは源氏の君の文字まるかりてう
うはうう
いねうとうれはうう物うう
君の原とうとてはいとうのんの
うはきうもうはうれまもてうの結ひの月れ
りうてううるやうくうはうくうあまりをい
まうこの君のまうとうるうにうねんとうてもう

花鳥餘情第六

六葵

類聚して葵の名をもつ源氏二十二歳の事はじめ
てみそうの新枕をかたらひ給ひしのち
故左大臣の事に物ものうくて
同院にはじめて葵の宴の同年の事なりけれ
つゝて六の類あり一類を二条の大后花宴三月
下旬事はじめの舞院の古櫻に四月の同
つゝて朱雀院の受禪冷
泉院の立坊源氏の元服大将舞院秋の下定
未条はじめ事いつれの年なるやまたまたや二類を
花宴葵に源氏十九歳はじめ大将年十九歳に
なりたまふ大将よりはじめ給ふ
て大将道隆はじめ
ある事なり三類云花宴年は紫上十二歳
なるに弁花の事
もいはるゝなり
ナにして加賀
こゝなり天慶
高明こゝは源氏二歳
文にはく十一歳を時源元服
二条院立后
り初斎院に入

文ヲ入給ヒ人ニ
ハ三度ハ其後ハ
ヲ分ケ迎ヒ
六殿云伝ヘ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

者共をとりてとらしめく　冷泉院と云ふ事
さてはこれやそれなりけり高房殿禅の後世かな
大内の者ども内と聞きて つかさもの
源氏の者ども大将とて事はしてもてまうり
大将に奉仕しつる亜相すなわちを兼弟する織の源
氏にこれ奉仕の大将
高房のいわくや
高房と東宮と辞退のもとに小一条院てのも
と房と東宮と揖すると秋好中宮に高房のは
むとの母に奉仕是有之秋好と宣に十年以
ちうしまうしや七秋野宮と宣に八のもとにあ
ものまの明くまい群りの事あるべし

まつりかねんの杉は方かたは
花はなの中なるうりかうい行事
女をてうけるうりはよりこいのうて
みやを家安の源氏にこれとみけなきいと
あるうりのしめ者　源氏の者ども
人をうりかうてうるなるほのうるいはれ
と人をうりてあると源氏の者をうりあるう
かるつけるかつ事　まりのうくとうて者い先の
角　角とうをうりうるこれ人をほのとうるうと
しまりうを垂うりて
うるもうをてをうてもうとにくみとするもかう
ものうるをうるこれ者に毛生れる
ものうるをうるこれ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

也行の延式二方の御使の勅使の大納言中納言
各一人参議二人四位五位各四人
勅使の事
参議二人の事
上卿参議二人の事
上卿参議の名
河海抄に明かなる
武家
武家の名
国史に貞観三年四月十二日丙辰賀茂斎院に釈奠
臨時の御使是自使人
斎院の斎院勅使の例
行幸
大将供奉の例
行幸
大将供奉の例
行幸
行幸の日
行幸の日
行幸の日

ちのみゆきうてくらりのすてきみて
唐きわる農ときらハ下住まてをきとかるみい
童女のきぬ物と
かうを　豪家せきんをんすることいね心あり
人たらい　出車とをう方うゑやてまてをの人ま
あまをゆくるん行とるくを枕をまを市宮
かくをうをかるくるを前の車人ない
をまをけをきておをくるをいをくをたむをまん
とみる種るは前とをとをうをおりくをて
車とをとをての方をつををてをを
けをうをるをにおる種をや
ををををみをいををををををたな

おをねいけをまるくをまけをををを下の市長市の
市ををけをのををるを所をかをのをまるをあり
自をおやあるけをを自かをうを
めをあやをうをてをまをみををみをうあるを
後拾遺後撰をのををををををををを
めをあやをにををををはをうわををのやをあやく
秋ををのやをれ四をのををの中ををを
を将をりのをを秋をを
をををはあを秋をを中を秋をををを
をををを石道秋人のをを
七中牛一の秋を秋を秋をを
のをを人をを一月をを春の将管

[illegible]

[illegible]

[illegible]

女御神祇祐と二人車俵下道勅使供奉下部解除
神部木綿著賀茂川
今年秋好中宮の年ト宣旨ありて四月十日
入行ス所の宮の御
ものうらとい
うきうんのうらの
西宮の女御と對面
表袴玉帯
紅半臂下襲表袴白柳帯
と葉童女の晴の服
きうんの宮雨敬
うつ十二
ちいろ
源氏の
はとり
しとさ
むすめ
打ちいし殿
射の服中
時の神
し祓
ものうち
ものうち

かきてくれたるをあるやうにてあるを
後撰集四賀茂の斎院月物人にいひくく
ばりける
紅葉をぞうらなくなるとけてただにあるてふ
なり
[illegible]
[illegible]
あるはんにふれやるうちよりなれあるへ
人とはいのりくすれとこにおもはまらねと
紅葉をあはれとしてうの車うて参
のを或ひとりの蔦ゆうて紫の車の物忌とは
もうす　して紅葉をもよりうの家に蔦とあけうち

ひとりしてうの車の中ゆ九丁の帷をうち
ようてうかうかうそ
はうつはのうをうまや
はやとかはかりてうやうまうと思事のうの家
ようはうすはのうをうちやうやうなりあり
てはうう心をうはうあるはうの心ちもう
うをはうみてあはもまうはうもの
みしのはうはあるはあはあるはあ心とあるみ立の
うをようはうはうはの
みうをはうはあるうはやうる　車はうをしのりの
さいはうてをやむ事をうをうはは
さはうてをはうはの　はうはあるはあるはのうをに

つきかたきかたちあるべきあたまの心のやうに
ぢやとをいつて何りかあるをばいてを
あつていのうへをいとすつ人かたの事を思ひ
たまつてをいつ心を
人をうらにうらぶるこゝろ
れいは墓所の生霊をうらぶるね
しと人いうをかつかるをけわるを事
をうまあやしみうまれ門のあるうをうあろ
怨霊をうらぶること
かるは物ひのうれるはをうをは
こまをは墓所のは心をまいるをはをうをはの
をいうををのをうをはをはをはて

つまかをしをまをうの
うらをけねかるをう
神わるをうをうをうをかるをう
をうをはをうをうをうをうを何をを神わるを
いうををををうをはをうをうて
をはりをは物をはやををかの
山井の水ををををををををある
山井のあるをうのたををはをのはをを
しのをうをうをををををうをををを
をうををを
をうををはやををはをはをは

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大家のあるじのうへとおぼしきあたりの
のぞきたまへるに　はしたなくてうちとけ
ぬるをばうちゆかしく　はしたなくてうちとけ
らゆるかぎりの人をもてあつかひ
いとをかしきさまにもてなす
こきあはせいのこと　もとゆるあるべきわざ
きはやかにねばねばしきこと
人のきけばいとはしたなくもてなすこと
えねたうり
しきたのみあるうみ
ゆるあるべきの人をふるいたまを服
えのもちはなる

はしたなきねばねばしきはかりしやとそ
つゆまきらかなりつかしこ心をはしたなく
なくはれとなりものはしたなくてかせはつ
はしたなくてきたはしたる
ようなりけるはしたなくもてなすこと
なほ事をあるなるまのこと
物の事をいとめでたしと
はしたなくやとそはれ
奉公のはしたなきはのはしたなく
ようはしたなくもてはやされ
こ家たちのはかはしたなくあること
家ぶりはしたなくはかりの門のはしたなくあるれ

斎宮をば門の内にあはせいてまゐる
やうにうけたまはりとて出でたる
のは門の内にはいる事
野宮はいとうるはしの御殿を
延喜或云九条内親王宮畢節ト宮城内便宜
斎院移御ス至十明年七月斎院更ト城外清
野辺野宮畢八月上旬ト宮吉日臨河移御
辺八日至十明年八月斎院ハ野宮
移参御条入伊勢宮
上ハ業秋宮ハ三年の内秋事ハ
の内御あり物秋院入給ふ
野宮入給ふ

はるゝ事ハ物忌の
八月の事
おなじ
こゝは未摘花の事
小中将の君
考の事
中将の君
巾将の君
絹々練有表衣
もて
うるはしの物忌二年ゝめ
おなじ事なり
秋とはいふ
ゐたる
ゐたる
紙衣
月ばかり
紙衣草
紙々出衣草
同紙々
十月の更衣

[illegible]
[illegible]
年寿の服を三月なり[illegible]
[illegible]志[illegible]深[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]更衣に重服[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
長保三年二月百寮[illegible]
[illegible]喪[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

給なりてみはらて黄色の色のまきもの
[illegible]の心ちする　源氏の[illegible]
費用を出すまつの事といつてあるい
まて[illegible]源氏物語
[illegible]家のあつれたるんなるこ
[illegible]
[illegible]
つの[illegible]
つ[illegible]
よのこゝろをなりて大変なるこ
物のうの[illegible]
[illegible]

むらんのうへのはうみしいなの品下がる○えいまの
[illegible]文の[illegible]穀みを[illegible]紋の
[illegible]冠を[illegible]文を[illegible]
はうをなくしてまたはうへ
源氏は三ケ月の服をれは八月より十月まで[illegible]
深服[illegible]
不用[illegible]
[illegible]
[illegible]
はまりのこゝろをはしめ[illegible]
文[illegible]
[illegible]

祝のことばをいひて
嫁聟ともに
なるべき事なり
信する事なり
たとへば男のもとへ
つまもまたれば
とりもちを
家と思ひ
もとより
とりもちなしに
をちらのやうに
いまだ
入てこそ
嫁聟の
家と
餅と
祝ふ
世信
餅と
いつくしみ
あるべ
ものなり
夫婦
餅と
用ひ
男の
餅と
用ひ
心
衣
祝
祝

むこうの
いつ
ふるあやまり
餅
餅
餅

あるいは内務家のうちは服すと義経すると音之事

俗へ云大臣の女房なる猿ちり

きみをとゝさへてのさ俗るは恐ろしつと　之は

俗氏の事

ちりをとりね　俗氏元いは女二宮のうへいはゆる

ちりちり　わるきをんなはあるなかなり

俗名増島彦市道定号夏信